



広島県工業用水道料金の値上げの影響を受けた企業 に対する支援について

標題の件について、広島県において新たな支援制度（別紙広島県議会警察・商工労働委員会（12月6日開催）の資料のとおり）が創設されることとなりました。

この広島県の支援制度については、市町が同調する必要があることから、呉市も広島県の制度を準用し、次のとおり新たな支援制度を創設することとしましたので情報提供します。

1 趣 旨

広島県水道広域連合企業団が提供する工業用水の大口受水企業（日本製鉄瀬戸内製鉄所呉地区）の休止等により、工業用水料金が大幅に値上がりしたため、事業活動に影響を受ける受水企業に対し、生産性向上のための設備投資等に係る費用の一部を広島県とともに助成することにより、事業活動の持続と更なる成長を促進し、市内経済の成長を図る。

2 助成制度の概要

名 称	呉市事業活動持続化支援事業
対象者の 主な条件	次に掲げる条件を満たす企業（広島県のを準用） (1) 本市の事業所等において工業用水を受水していること。 (2) 大口受水企業が工業用水の利用を休止・廃止したことにより、工業用水道料金の値上げの影響を受けること。 (3) 市内の事業所等において、生産性向上のための設備投資等（以下「設備投資等」という。）を行うこと。 (4) 広島県から同種の補助金（以下「県補助金」という。）が交付されること。 (5) 設備投資等に着手する前の常時雇用される従業者数の水準を維持すること。 (6) 設備投資等に着手した日から原則5年を経過する日までに設備投資等を行ったものについて操業を開始すること。
助成対象	施設（建物）、機械設備等
助成額*	設備投資額×5%（限度額：工業用水道料金の値上げの影響額の25%）
事業期間	令和5年度から令和7年度までの3年間 （工業用水道料金の値上げが決定している期間）

※ 広島県の助成額は、設備投資額の15%（限度額は工業用水道料金の値上げの影響額から市町の助成額を控除した額）

3 実施日

令和5年12月6日～

企業立地促進助成制度のメニュー創設について

1 趣 旨

広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）が提供する工業用水の大口受水企業の休止等を要因とする料金の大幅な値上がりによって、事業活動に影響を受ける受水企業に対し、省エネルギー化や生産性向上のための設備投資等に係る費用の一部を助成し、事業活動の持続化を支援するとともに県内経済の成長を図る。

2 助成制度の概要（案）

名 称	事業活動持続化支援事業（仮称）
対象者の条件	<ul style="list-style-type: none">・ 製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの・ 水道企業団が提供する工業用水の大口受水企業（契約水量が同工業用水道事業の50%以上を占めるもの）の休止等の影響により、工業用水の料金が大幅に増額になる当該工業用水の受水企業が、当該工業用水の受水事業場において生産設備等へ投資するもの・ 事業着手から5年以内に操業を開始するもの・ 雇用維持・ 市町が同種の助成をするもの
助 成 対 象	施設（建物）、機械設備
助 成 率	最大15%（市町の助成率の3倍までとする）
限 度 額	工業用水料金の値上げによる影響額から、市町の助成額を減じた額
事業実施期間	令和5年度～令和7年度
対 象 地 域	県内全域（水道企業団が提供する工業用水の供給地域に限る。）

3 実施予定時期

令和5年12月上旬